

法令名	北海道胞衣(えな)及び産わい物処理条例(昭和 24 年条例第 60 号)
根拠条項	第 3 条
許認可等の種類	処理所の設置・収集処理業の経営・変更・廃止の許可
法令の定め	<p>◎条例第 3 条 胞衣及び産わい物の処理所を設けようとする者又は収集処理事業を営もうとする者は、規則で定める基準により設置し、知事の許可を受けなければならない。廃止し、又は変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>◎条例施行規則第 1 条 第 1 項 北海道胞衣(えな)及び産わい物処理条例(昭和 24 年北海道条例第 60 号。以下「条例」という。)第 3 条に規定する胞衣(えな)及び産わい物の処理所(以下「処理所」という。)は、火炉及び煙筒を備え、かつ、臭煙を防ぐ装置をした焼却施設でなければならない。ただし、土地の状況により、火炉を有しない火葬場を処理所に使用する場合は、この限りでない。 第 2 項 処理所には管理人を置き、常に清潔に保持しなければならない。</p> <p>◎条例施行規則第 2 条 第 1 項 処理所の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 第 1 号 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日並びに定款又は寄附行為の写) 第 2 号 処理所の設置の場所及び名称 第 3 号 処理所附近及び敷地の略図(敷地の面積及び縮尺を記入すること。) 第 4 号 敷地所有者の住所及び氏名 第 5 号 申請者と敷地所有者とが異なるときは、所有者の承諾書 第 6 号 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項本文の規定に該当する土地でない旨の農業委員会の証明書 第 7 号 建物の平面図並びに火炉及び煙筒の姿図並びに建物火炉及び煙筒の構造仕様書並びに使用燃料の種類及び数量(図面は略図とすること。) 第 8 号 敷地内建物の配置略図及びその建物の名称(既在の建物を含む。) 第 9 号 管理人の住所、氏名及び生年月日 第 10 号 申請者が市町村であるときは、設置に関する議会の議決書又は予算書の写し 第 2 項 前項の規定は、処理所の施設の変更し、又は廃止する場合に準用する。ただし、管理人の変更の場合は、5 日以内に変更年月日並びにその住所、氏名及び生年月日を、知事に届け出なければならない。</p> <p>◎条例施行規則第 3 条 第 1 項 条例第 3 条の規定による胞衣及び産わい物の収集処理事業(以下「収集処理事業」という。)の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 第 1 号 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日並びに定款又は寄附行為の写し)</p>

	<p>第2号 使用する処理所の所在地、名称及び設置者の氏名 第3号 収集運搬用器具の構造仕様書及び図面 第4号 収集運搬及び処理に従事する者の住所、氏名及び生年月日 第5号 収集しようとする地域</p> <p>◎条例施行規則第4条 収集処理事業の経営者（以下「経営者」という。）は、胞衣及び産わい物の収集、運搬及び処理については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>第1号 収集運搬用器具は、金属その他の液体が浸透しない材料で作製、ふたを設けること。</p> <p>第2号 収集処理の申込みを受けたときは、速やかに収集すること。</p> <p>第3号 正当の事由がないのに収集処理の申込みを拒絶しないこと。</p> <p>第4号 収集した胞衣及び産わい物は、直ちに処理すること。</p> <p>第5号 収集運搬中は、ふたを密閉し、汚物を漏えいさせないこと。</p> <p>第6号 運搬用器具は、常に清潔を保つこと。</p> <p>第7号 産わい物に汚染した布片等は、消毒した後でなければ他の用途に使用しないこと。</p> <p>第8号 収集、運搬及び処理に従事者には、従事者の氏名及び年齢並びに経営者の氏名若しくは名称を記載した証票を携帯させ、当該吏員又は関係人の請求があったときは、提示させること。</p> <p>◎条例施行規則第6条 条例及びこの規則によって、知事に提出する書類（処理所の設置場所又は胞衣及び産わい物を収集する地域（以下「設置場所等」という。）を所管する保健所長に提出する書類を含む。）は、設置場所等が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「政令市」という。）の区域内に限られる場合を除き、最寄りの保健所長を経由しなければならない。</p> <p>◎条例施行規則第7条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。ただし、2以上の保健所若しくは政令市の所管区域にわたる収集処理事業又は保健所と政令市の所管区域にわたる収集処理事業に係るものについては、この限りでない。</p> <p>第1号 条例第3条の規定による処理所の設置等の許可に関すること。 （省略）</p> <p>第4号 第2条第2項ただし書の規定による届出の受理に関すること。 第5号 第3条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p>
審査基準	上記条例の規定に適合していること。
標準処理期間	<p>① 処理所の設置等の許可 総期間 24日（注：閉庁日は含まない。） 経由機関 ー日（ ー ） 協議機関 ー日（ ー ） 処分機関 24日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課、各保健所設置市保健所）</p> <p>② 1の保健所若しくは保健所設置市の所管区域における収集処理事業の経営等の許可 ①と同じ。</p>

	<p>③ 2以上の保健所若しくは保健所設置市の所管区域にわたる収集処理事業又は保健所と保健所設置市の所管区域にわたる収集処理事業の経営等の許可</p> <p>総期間 30日（注：閉庁日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課、各保健所設置市保健所）</p> <p>協議機関 ー日（ー）</p> <p>処分機関 25日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</p>
<p>処分担当課</p>	<p>①②各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課、各保健所設置市保健所</p> <p>③保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5260）</p>
<p>申請先</p>	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 各保健所設置市保健所</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）</p>
<p>備考</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</p>